

宇都宮市にお住まいの方における幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月よりすべての3歳児から5歳児までの子どもと、市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもの幼稚園等の保育料（入園初年度のみ入園料含む）が無償化となりました。

私学助成幼稚園に通う方で無償化を受けていただくためには、お住まいの自治体から認定を受ける必要があります。

1 認定申請について

私学助成幼稚園を利用する方は無償化を受けていただくために、保護者の申請により、次の新1号認定（他施設の預かり保育事業や認可外保育施設の保育料の無償化も希望される方は、次の新2号認定又は新3号認定（非課税世帯のみ））を受ける必要があります。認定の申請は、施設を通じて認定希望月の前月20日までに市保育課へご提出ください（施設により期限・提出方法が異なる場合がありますので、在籍園にご確認ください。）。

新1号認定	新2号認定	新3号認定
（年齢等の条件） 満3歳以上	（年齢等の条件） ・3歳児クラス以上 ・「保育を必要とする事由」に該当	（年齢等の条件） ・満3歳児 ・市町村民税非課税世帯 ・「保育を必要とする事由」に該当
（無償化対象範囲, 上限額） ・教育時間の保育料・入園料 月額上限 8,700 円	（無償化対象範囲, 上限額） ・教育時間の保育料・入園料 月額上限 8,700 円 ・預かり保育や認可外保育施設の保育料 月額上限 11,300 円	（無償化対象範囲, 上限額） ・教育時間の保育料・入園料 月額上限 8,700 円 ・預かり保育や認可外保育施設の保育料 月額上限 16,300 円
（有効期間） 満3歳の誕生日から小学校就学の始期に達する前日まで	（有効期間） 効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで※	（有効期間） 効力発生日から3歳児クラスに達する前日まで※
（提出書類） ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）	（提出書類） ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号） ・勤務証明書等の保育を必要とする事由（要件）が確認できる書類	

※ 保育を必要とする事由（要件）に該当しなくなった場合は、認定期間が終了します。

○ 保育を必要とする事由（要件）と必要となる書類

新2号及び新3号認定の認定申請は、保護者からの申請に基づき、以下の基準で認定します。

ただし、新2号認定及び新3号認定は遡っての認定は行いませんので、ご注意ください。

保育を必要とする事由	認定に必要な書類
1か月当たり、64時間以上の就労を常態としている（する）こと	勤務（内定）証明書（会社勤務の方） 自営業等就労申立書（自営業・農業等の方）
妊娠中であるか、出産後間もないこと（出産予定日の前後2か月の最大5か月）	新生児の母子健康手帳（表紙と出産予定日が確認できるページのコピー）
保護者が疾病、負傷、精神もしくは身体に障がい有して、保育が困難であること	1 医師の診断書（保育が困難と判断できる診断書） 2 障がい者手帳・療育手帳等のコピー（氏名と障がい程度が分かるページ） ※ 1又は2のどちらかをご提出ください。
同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること	1 医師の診断書等、被介護者の介護・看護の必要性が分かるもの 2 介護計画表（市の所定用紙） ※ 1と2の両方ご提出ください。
就学・技能習得していること	1 学生証（在学証明書のコピー）、受講の証明ができるもの 2 カリキュラム表など、日中の保育ができない時間・日数が確認できるもの ※ 1と2の両方ご提出ください。

災害復旧にあっていること	罹災証明書等
虐待やDVのおそれがあること	第三者機関の証明
求職活動をしていること (最長、3か月)	1 求職活動専念申立書(市の所定用紙) 2 ハローワークカード・雇用保険受給証明書のコピー(いずれか提出) ※ 2は所持している場合のみご提出ください。
育児休業を取得していること ※ 既に在園している場合のみ対象 (育児休業期間の満了日の月末 ただし、育児休業対象児童が満1歳になる月末まで)	1 勤務証明書(「法令による産前・産後休暇又は育児休業を取得している場合」の欄にある「産休」・「育休」・「復職年月日」全てに記入) 2 育児休業の取得期間がわかる証明 ※ 1又は2のどちらかをご提出ください。

(注) 保育を必要とする事由(要件)について虚偽の申請を行った場合、過料が科されることがあります。

2 認定後の認定内容の変更手続き

※ 各書類は在籍園に提出方法を確認の上、指定の期日までに市保育課までご提出ください。
各種様式は市ホームページからダウンロードいただくか、在籍園にご相談ください。

(1) 住所が変わる場合

引越し等により住所が変わる場合は、在籍園にご連絡いただき、速やかに「施設等利用給付認定変更届」をご提出ください。

特に、住所地が宇都宮市外に変更となる方は退園となりますので、在籍園にご連絡ください。

(2) 新2号認定又は新3号認定における保育を必要とする事由(要件)を変更する場合

就労や退職、勤務時間の変更など、新2号認定又は新3号認定申請時の保育を必要とする事由(要件)が変更となる場合は、速やかに在籍園にご連絡いただき、「施設等利用給付認定変更届」と変更後の「保育を必要とする事由(要件)が確認できる書類」をご提出ください。保育を必要とする事由(要件)がなくなる場合は、「(3) 認定号数を変更する場合」の②と同様に新1号認定への申請書類の提出が必要となります。

(3) 認定号数を変更する場合

認定号数を変更する場合は、変更希望月の前月20日までに次の書類をご提出ください。

- ① 新1号認定から新2号認定又は新3号認定に変更する場合
「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)」
「勤務証明書等の保育を必要とする事由(要件)が確認できる書類(両親世帯の場合は父母それぞれ必要)」
- ② 新2号認定又は新3号認定から新1号認定に変更する場合
「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)」

(4) 現況届の提出について

新2号認定又は新3号認定を受けた方は、毎年1月頃に翌年度分(4月以降分)の保護者の方の「保育を必要とする事由(要件)の確認書類」と「現況届」の提出が必要となります。必要書類は、在園中の施設を通じて配付されますので、期日までに必要書類をご提出ください。

(5) 退所する場合

在園施設にご連絡ください(市への書類の提出等は不要です。)

(6) 休園する場合

在園施設にご連絡ください(市への書類の提出等は不要です。)

※ ただし、休園の場合は1か月のうち1日も利用(登園)がない月は保育料の無償化を受けることはできません。

問合せ先 宇都宮市保育課保育グループ 028-632-2322
